

令和6年5月

事業計画の概要書

事業計画者：大阪府東大阪市若江西新町三丁目1番5号

伊賀環境サービス株式会社

代表取締役 岸 田 昌 信

「(仮称) 大山田安定型最終処分場設置及び運営事業」の事業計画の内容

1. 本件事業の社会的意義

近年、日本では循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化や廃棄物の適正処理に関する施策を推進し、サステナブル（持続可能）な社会を目指していく必要があります。

一方、一定の経済力は保持され、また、人々の生活水準は維持され、不要品（不用品）排出量は依然として高い水準にあり、リサイクルできない廃棄物を適正に処理する受け皿として、最終処分場は日本の産業発展や国土の保全のために必要不可欠な施設でもあります。

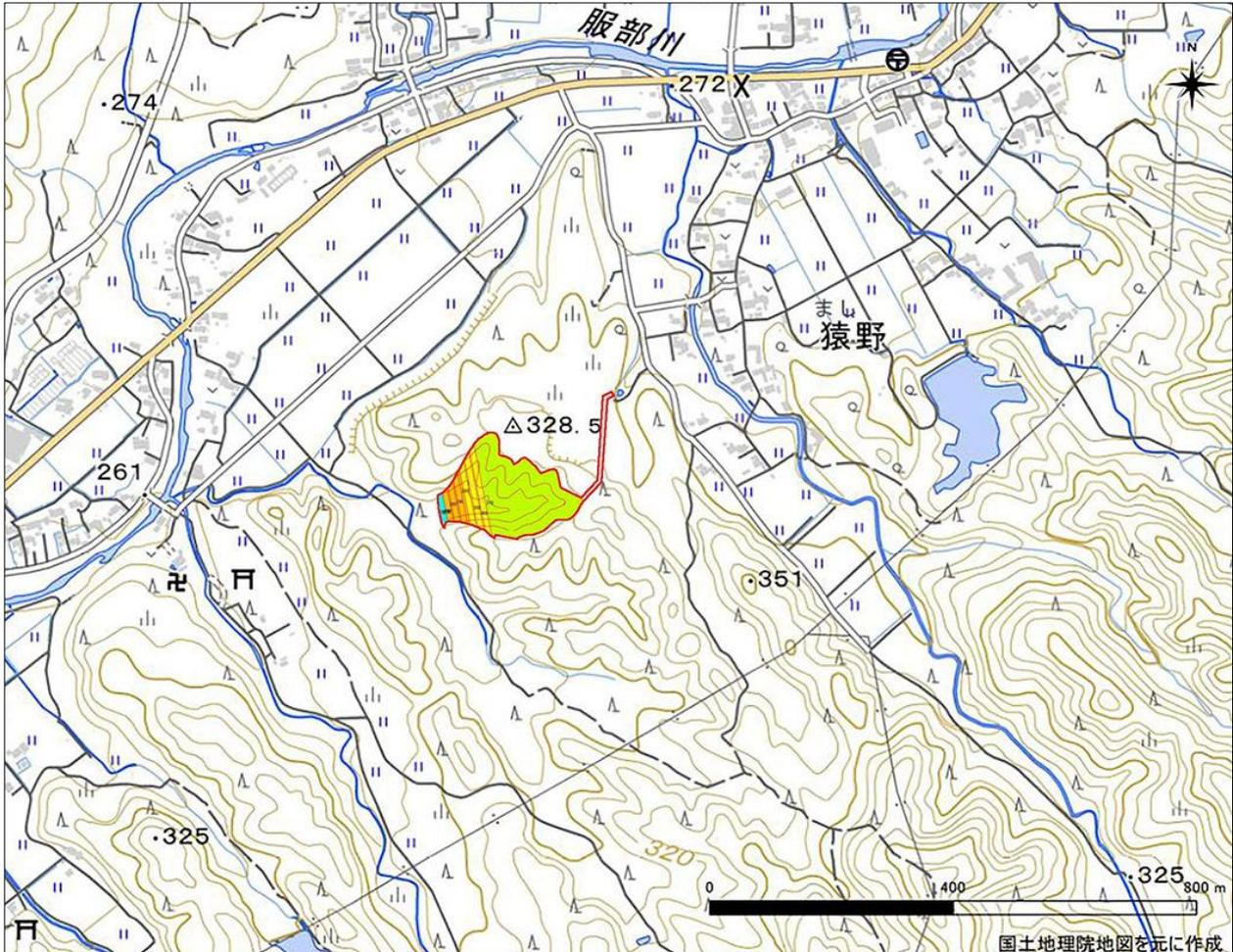
更に、近年頻発する大規模災害等に備えるための防災拠点施設として、本件事業計画は非常に有意義なものであると考えております。

本件事業では、豊かな自然との調和を図りながら、持続可能な適正処理を確保し、安全で信頼性の高い処理施設を整備・運営し、廃棄物の処理、リサイクルや環境保全の必要性について普及啓発（環境教育、環境学習の場として活用、廃棄物エネルギーや資源エネルギーの研究、開発や発展等）を行い、本事業が地域の共生が図られた事業となるよう、施設整備・運営をすることを目的とします。

よって、当社は、日本全体における産業の安定した経済活動を支えていくため、かつ、廃棄物処理の広域化を図るため、新たな産業廃棄物最終処分場を設置するための本事業計画を立案しました。

2. 事業計画の概要

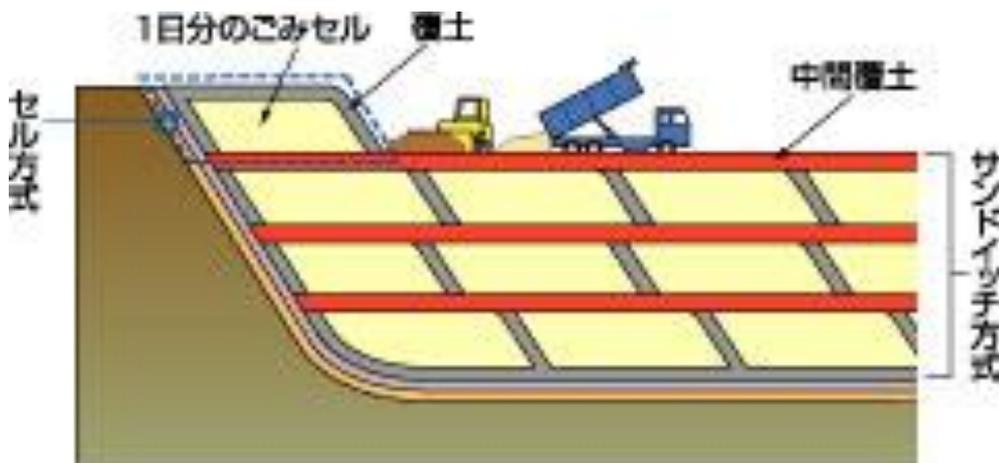
- (1) 産業廃棄物の処理施設の種類の種類：安定型産業廃棄物最終処分場
- (2) 産業廃棄物の処理施設の設置等の場所：三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆



- (3) 産業廃棄物処理施設の処理能力等（埋立計画平面図：図面1）
 - ① 事業面積：24,917.85㎡
 - ② 埋立容量：251,055㎡（立法メートル）※覆土を含みます。
 - ③ 埋立量目安：約300㎡/日（8時間）※37.5㎡/時間（ただし平均値）
 - ④ 搬入台数等：1日あたり平均20台（最大30台）4t車～10t車
- (4) 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類（安定型産業廃棄物※）
廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む。）/ゴムくず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物を含む。）
※安定型産業廃棄物とは、有害物質・有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化を起こさない（安易に科学的変化を起こさない）廃棄物です。

(5) 埋立工法：セル&サンドイッチ方式

セル方式とは、1日に埋め立てた廃棄物をその日のうちに（法面も含めて）覆土する埋立方法です。また、サンドイッチ方式とは、覆土した廃棄物の上に廃棄物を積み重ね、更に覆土で積み重ねる（サンドする）埋立方法です。セル方式を採用することにより、廃棄物の飛散・流出を防止、悪臭の発生の防止にもなり（そもそも悪臭は発生しませんが予防のため）、速やかに埋立し、覆土での締固め・散水することにより、粉塵の発生の防止も徹底します。



(図出典：栃木県 環境森林部 馬頭最終処分場ホームページ)

(7) 場内使用重機・車両：

バックホー(0.7 m³) 3台程度、ダンプトラック(4 t) 1台程度を使用します。埋立作業等においては低騒音型重機を使用し、搬入車両には、排出ガス対策型車両を使用します。

(8) 営業日数及び営業時間：

- ①年間284日(日・祝休業)
- ②搬入車通行時間 9:00～15:00
- 埋立作業時間 9:00～17:00

(9) 事業計画スケジュール※現時点における予定

- ①本件事業にかかる関係法令上の許認可(※)取得完了予定：2025年10月目途
(主な許認可手続)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、森林法、三重県自然環境保全条例、文化財保護法及び伊賀市水道水源保護条例等
- ②2025年11月 造成工事開始(約6ヶ月)
- ③2026年 8月 営業許可 ⇒ 埋立業務開始
- ④2031年 8月 埋立終了 ⇒ 産業廃棄物最終処分場閉鎖工事(約5年間)
- ⑤2033年 8月 産業廃棄物最終処分場閉鎖完了(埋立終了後から2年後を目途)

(10) 主要な施設（設備等）（施設配置図：図面 2、施設配置拡大図：図面 3）

①受付・事務所・車上検査場

関係法令・契約の遵守の徹底（許可品目・マニフェスト・計量・付着物・大きさ、廃棄物の臭気、石綿含有廃棄物の荷卸し前の破損等の各種確認作業）。

⇒これら、上記許可内容に合致しない場合、返車、返品させます（埋立しません）。

②展開検査場（埋立場内に設置）

搬入された廃棄物は処分場に設けた展開検査場（埋立場所に隣接して設置）に積載物を下ろさせ、搬入書類（マニフェスト等）と照らし合わせるとともに、50cm程度の厚さに敷き均し、4名以上の展開検査員でさらに不適切な廃棄物が混入・付着がないか、また異臭の有無等を検査します。

⇒許可品目外の廃棄物や契約廃棄物以外、あるいは不適と判断した廃棄物が混載、混入、付着していた場合は返品、返車します（埋立しません）。

③場内道路、タイヤ洗い場

④集排水施設（浸透水集排水管、雨水排水溝、調整池及び浸透水溜池）

下記(6)の②のとおり（雨水排水計画平面図：図面 4、防災暗渠排水計画図：図面 5）。

⑤地下水水質監視井戸

下記(6)の③のとおり（施設配置図：図面 2）

⑥水処理施設

下記(6)の⑥のとおり（施設配置拡大図：図面 2、水処理施設設計図：図面 6、図面 7）

(6) 最終処分場の構造（埋立構造）

①貯留堤（土堰堤）（埋立計画断面図：図面 8、図面 9）

所定の容量の廃棄物を安全に貯留するために土堰堤を設置し、第 1 期及び第 2 期に分けて埋立を行います。埋立廃棄物層内に水が滞留しないように集排水管等の排水施設を配置して、土堰堤に水圧がかからないようにします。また、堤体の小段には排水路を配置して速やかに雨水を排水するとともに、法面には種子吹付け等で早期緑化を行い、堤体内へ雨水等が浸入することを防止します。

②集排水施設（施設配置拡大図：図面 2、雨水排水計画平面図：図面 4）

降雨時には集排水施設によって雨水を速やかに埋立地外へ排水し、埋立廃棄物層内の水の滞留を少なくすることにより、処分場全体の安定を保持します。埋立地外の雨水は、事業用地内に流入しないように外周に設置した排水溝を通して、そのまま既存水路に放流し、最終は服部川に流入します。埋立地内に降った雨水は、埋立地内に敷設した浸透水集排水管（有孔管）で集水し、浸透水溜池に入ります。

③地下水水質監視井戸（施設配置図：図面 2）

埋立地周辺の 2 箇所に水質監視井戸を設置します。水質監視井戸の位置は、想定地下水位断面図等に基づいて決定し、埋立地の 上流と下流の各 1 箇所に設置します。

※水質検査項目及び水質基準は末尾添付の別紙のとおりです。

④浸透水採取設備（施設配置拡大図：図面 3）

廃棄物層を通過した浸透水の水質検査を行うため、埋立地内に多孔性の浸透水集水管を敷設して、その出口に浸透水溜池を設置します。浸透水溜池に浸透水観測場（ピット）を設置し、浸透水を採取します。

⑤ 囲い、看板（施設配置図：図面 2）

埋立地の周囲には必要な場所に囲い（立入防止用フェンス）を設け、入口に最終処分場を表示する立て看板を設置します。

⑥ 水処理施設（施設配置拡大図：図面 2、水処理施設設計図：図面 6、図面 7）

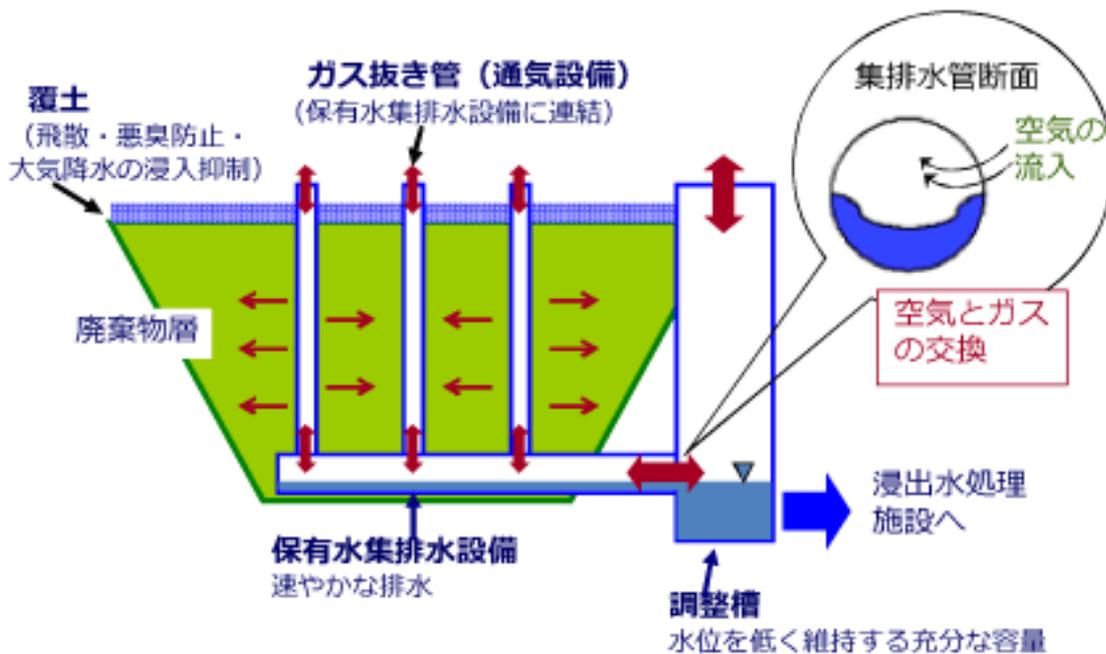
浸透水溜池に集水された浸透水は、水処理施設で処理した後、既存水路に放流し、最終は服部川に流入します。

※上記①②の補足説明

埋立地の構造：準好気性埋立構造（埋立計画断面図：図面 8、図面 9）

準好気性埋立構造とは、埋立地内に縦横に張り巡らされた排水管により埋立地内部の水分を排除し、埋立地の中で発生したガス（安定型産業廃棄物最終処分場では通常ガスは発生しませんが予防のため）を大気中に逃がす管（ガス抜き管）から排水管の末端までが接続されて大気が自然に埋立地の中に侵入している構造です。

この構造にすることにより、埋立地内部に水やガスが溜まらないよう管理します。



（図出典：国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センターホームページ）

(7) 最終処分場の維持管理方法

① 地下水等検査項目は、地下水観測井にて毎年 1 回測定し、記録します（水質検査項目及び水質基準は末尾添付別紙のとおりです※水色の項目）。

② 安定型最終処分場の浸透水にかかる水質検査の基準は、1 ヶ月に 1 回測定し、記録します（水質検査項目及び水質基準は末尾添付別紙のとおりです※黄色の項目）。

③ 搬入された廃棄物は、展開検査後速やかに埋立を行い、廃棄物が飛散、流出しないよう覆土で十分締固めを行います。また、廃棄物の飛散が予測される場合は、飛散防止ネット等により廃棄物の飛散を防止します。

- ④展開検場にて、許可品目以外の混在、混入・付着がないか目視確認を徹底し、受入時の廃棄物の目視検査及び場内展開検査時に、臭いのある廃棄物は受け入れしません。
- ⑤火災発生のおそれのある廃棄物は受け入れしません。念のため、必要な場所に消火器等の消火設備を設置します。
- ⑥事業地内及び周辺は、常時整理・整頓・清掃を行い清潔に保ちます。害虫等が発生するおそれのある廃棄物は受け入れしません。
- ⑦埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止するため、外周には必要な箇所にネットフェンスを設置します。
- ⑧本事業用地入口の見やすい箇所に、最終処分場であることを表示する立札等の設備を設けます。また、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換等の必要な措置を講じます。
- ⑨施設の構造上の管理については、擁壁等を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止する措置を講じます。
- ⑩残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、記録します。
- ⑪万が一、水質の悪化が認められる場合には、処分場への搬入及び埋立処分を中止し、速やかに三重県、伊賀市及び関係地域連絡窓口連絡した上で、当該原因の調査を実施し、生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- ⑫埋め立てられた廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存します。
- ⑬処分場内に設けた展開検査場で、廃棄物の全量を敷き広げて目視により検査する。許可品目以外の廃棄物が混在・混入・付着した廃棄物や、臭気のある廃棄物は受け入れず、返車・返品します。
- ⑭浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果基準に適合していない場合、BOD・COD・SSの水質検査の結果、BODが20mg/l、CODが40mg/l、SSが25mg/lをいずれか1項目でも超えている場合、処分場への搬入及び埋立処分を中止し、速やかに三重県、伊賀市及び関係地域連絡窓口連絡した上で、当該原因の調査を実施し、生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- ⑮埋立処分が終了した埋立地を、埋立処分以外の用に供する場合は、土砂を厚さ50cm以上に敷き均し、覆土により開口部を閉鎖します。また、埋立地の範囲を明らかにすることができる設備等を設けます。
- ⑯前項により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するため、張芝および植栽等の必要な措置を講じます。

(8) 搬入管理

最終処分場として安全に運営し、浸透水の汚染等を防止するために、搬入管理を徹底します。また、搬入管理を確実に実行するために搬入管理マニュアルを作成します。

①契約時の書類による事前管理

契約の申し込みがあった廃棄物排出事業者（以下「業者」といいます）については、契約前に業者の廃棄物の状況や取り扱い状況を把握します。また、許可品目外の混入・付着した廃棄物は受け入れられないこと等を明確に伝え、契約書の文面に明記して契約します。

②車上検査

搬入された廃棄物は、受付でマニフェストチェックと車上検査を行った後に計量します。

車上検査は、廃棄物を運搬車両に積載したまま目視で検査し、品目がはっきりしない混合廃棄物や、許可品目外の廃棄物が混入・付着していた場合は、受入れせず返車します。

③展開検査

車上検査の済んだ廃棄物は、埋立場所に隣接して設ける展開検査場で50cm程度の厚みに広げ、マニフェストの記載内容と照らし合わせるとともに、4名以上の検査員で検査し、許可品目外の廃棄物の混入・付着が確認された場合は、受入れせず返品・返車します。

返品・返車した契約先には許可品目外の廃棄物は受け入れられないことを通知し、改善されない場合は契約を解除します。

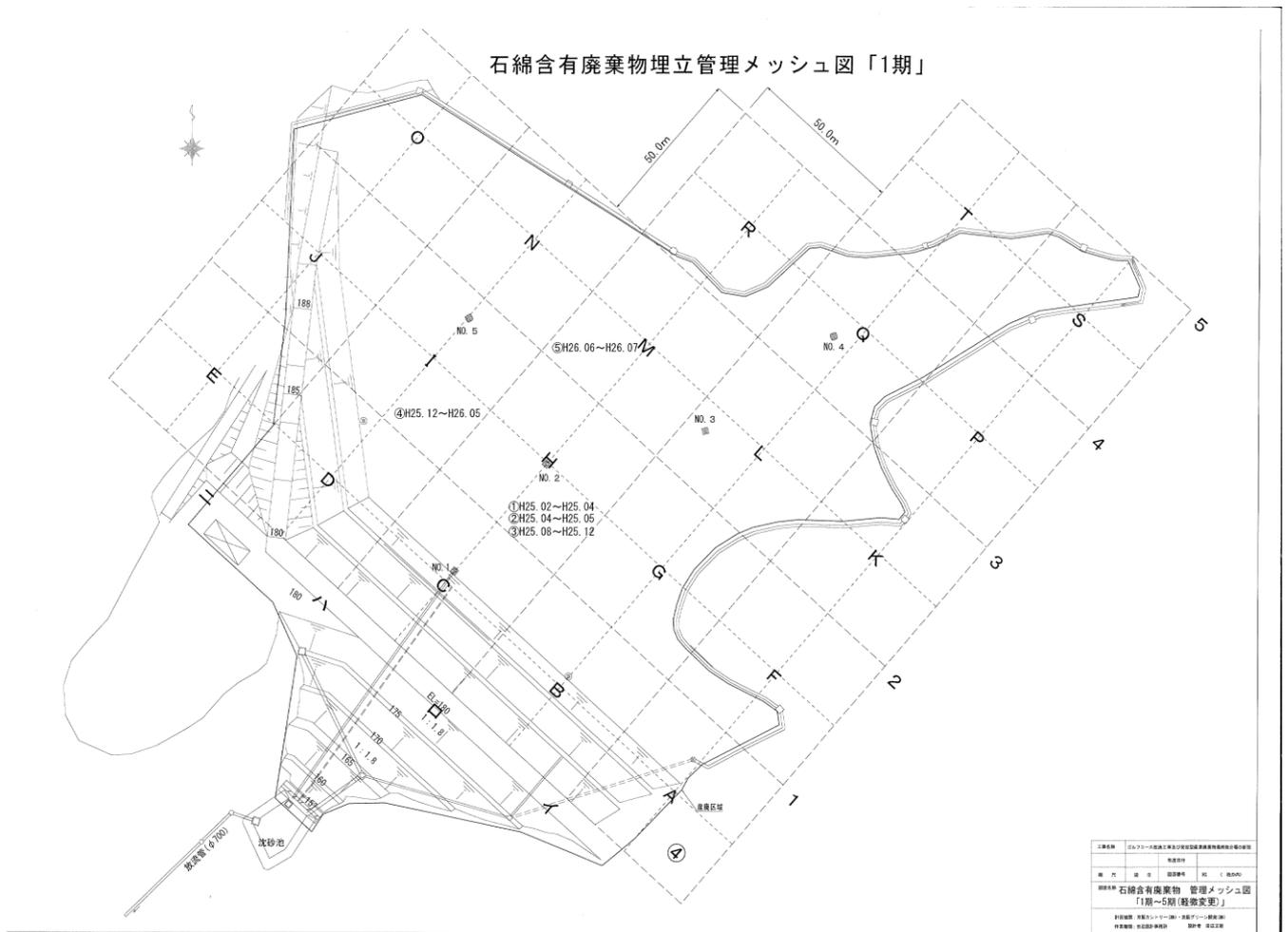
④石綿含有産業廃棄物

石綿含有廃棄物は、非飛散性の石綿含有廃棄物（スレート等の固形物※レベル3）のみを受入れます。契約書とマニフェストの整合および搬入管理を行い、石綿含有産業廃棄物埋立場所として明示し指定した場所に、「石綿含有産業廃棄物処理マニュアル」に従って適正に埋め立てます。

⑤データ管理

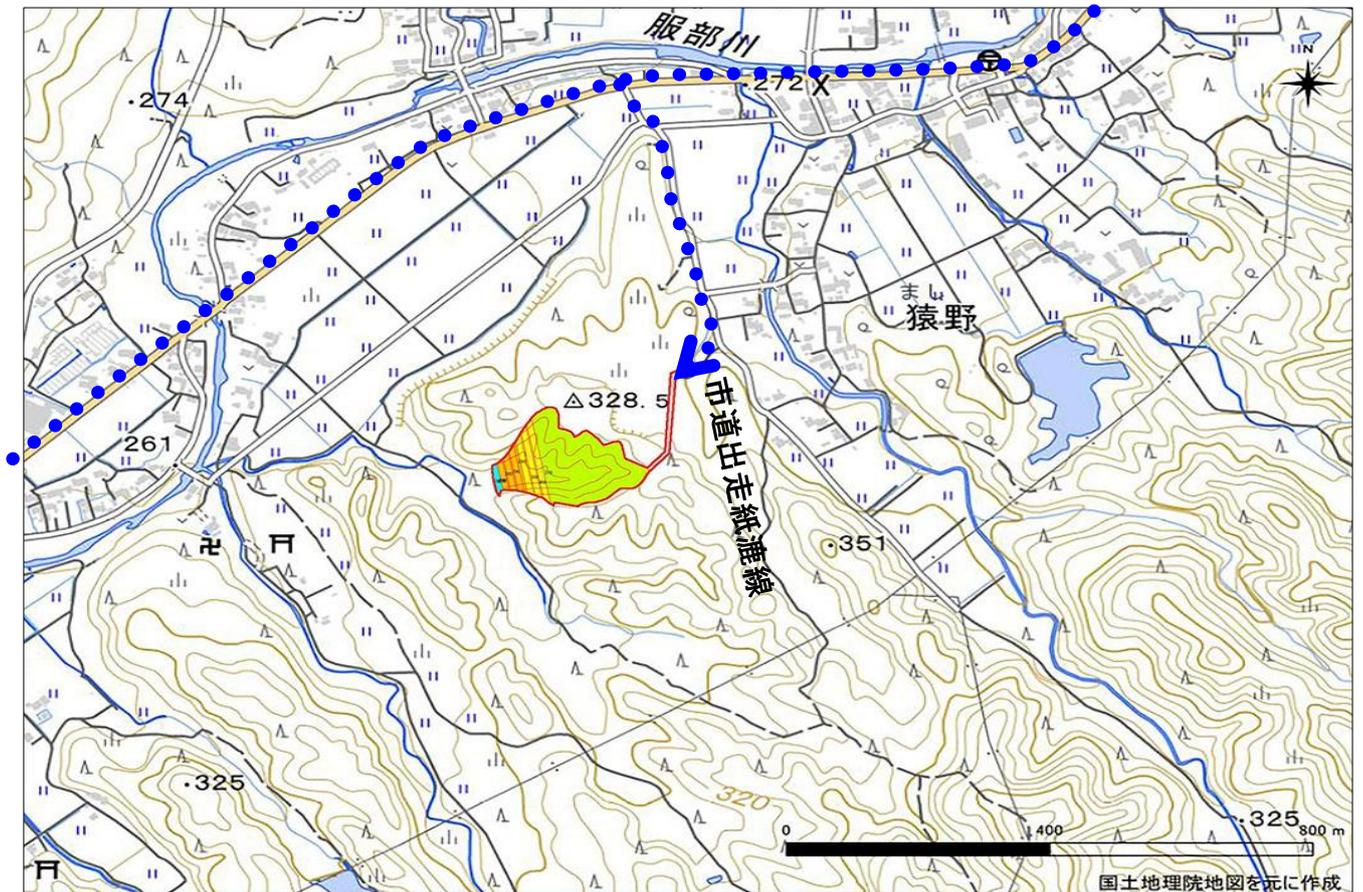
埋め立てた廃棄物は、埋立管理メッシュ図を用いてデータ管理し、処分場の廃止まで保管します。また、残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、記録します。

(埋立管理メッシュ図※参考)



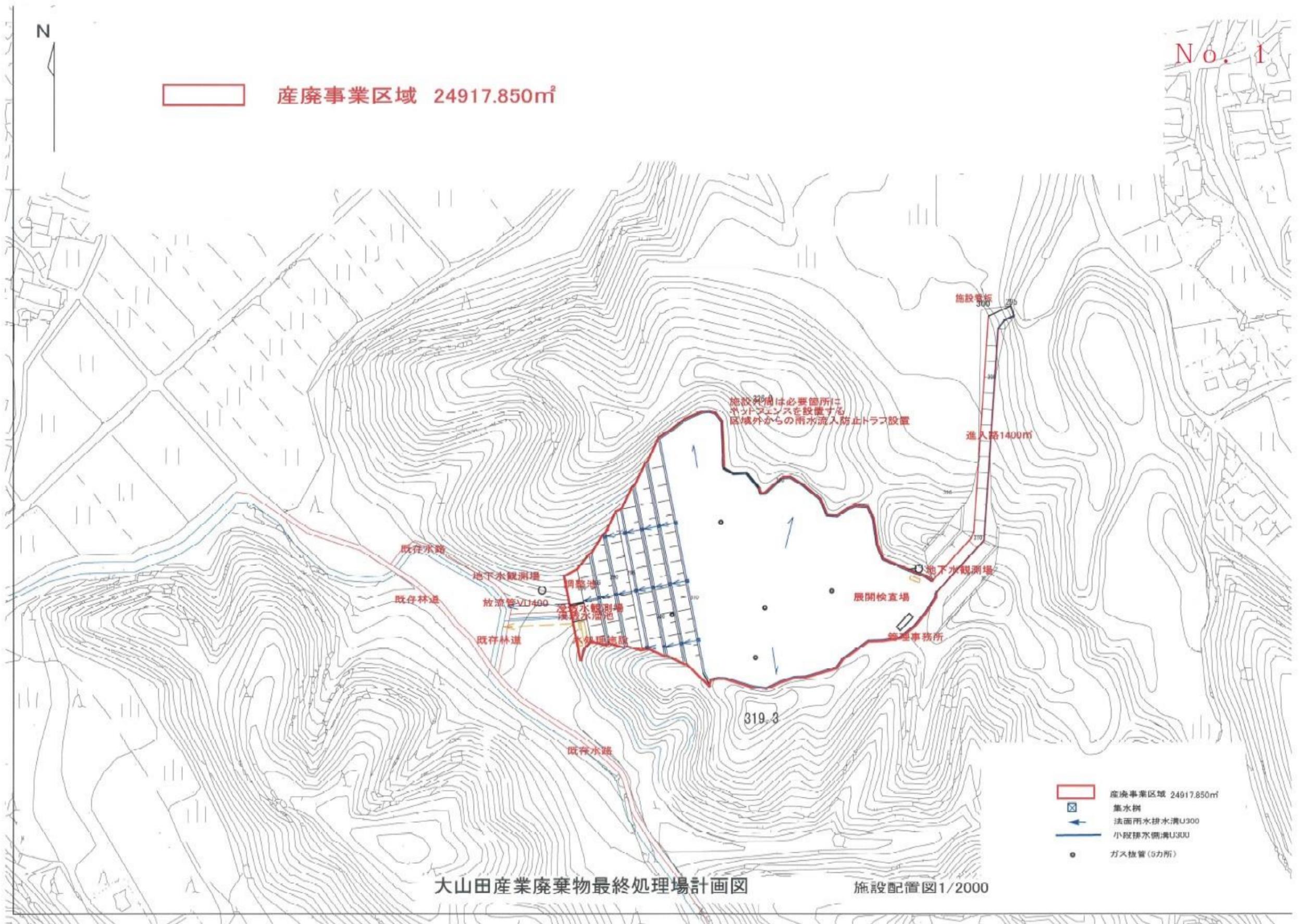
(9) 交通計画

産業廃棄物の搬入車両の運搬経路は、専ら国道163号を利用し、市道5087号（出走紙漉※かみすき線）から進入道路（処分場専用道路）を經由して搬入します。※下記図面の青点線のとおり搬入車両（ダンプトラック等）は積載量を遵守させ、進入路および場内の速度制限（20 km/h以下）と待機時のアイドリング防止を運転者に周知徹底します。



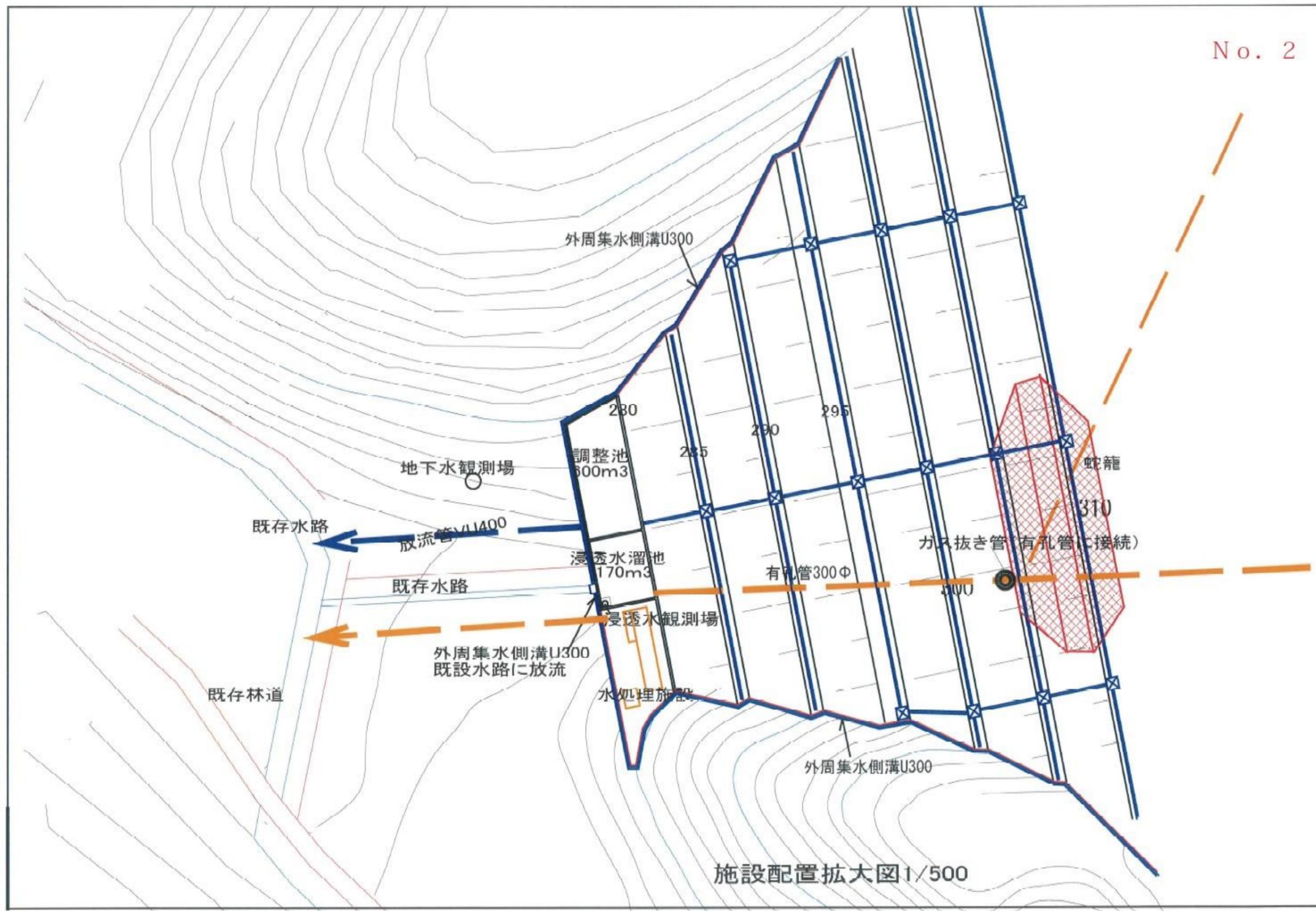
別紙					
放流水の水質および測定頻度等に関する調書					
項目	設計計算上達成することができる放流水の水質	周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値	項目	設計計算上達成することができる放流水の水質	周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値
アルキル水銀化合物 *1	不検出	不検出	ホウ素およびその化合物		
水銀およびその化合物 *1	0.0005以下	0.0005以下	フッ素およびその化合物		
カドミウムおよびその化合物 *1	0.003以下	0.003以下	アルゴ、アモルファム化合物、亜硝酸		
鉛およびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下	化合物、硝酸化合物		
有機リン化合物			水素イオン濃度 [-]		
六価クロム化合物 *1	0.05以下	0.05以下	生物化学的酸素要求量 *2	20以下	20以下
砒素およびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下	化学的酸素要求量 *2	40以下	40以下
シアン化合物 *1	不検出	不検出	浮遊物質 *2	25以下	25以下
ボリ塩化ビフェニル *1	不検出	不検出	カルキ抽出	鉍 油	
トリクロロエチレン *1	0.01以下	0.01以下	物質含有量	動植物性油脂	
テトラクロロエチレン *1	0.01以下	0.01以下	フェノール含有量		
ジクロロメタン *1	0.02以下	0.02以下	銅含有量		
四塩化炭素 *1	0.002以下	0.002以下	亜鉛含有量		
1,2-ジクロロエタン *1	0.004以下	0.004以下	溶解性鉄含有量		
1,1-ジクロロエチレン *1	0.1以下	0.1以下	溶解性マンガン含有量		
1,2-ジクロロエチレン *1	0.04以下	0.04以下	クロム含有量		
1,1,1-トリクロロエタン *1	1以下	1以下	セレンおよびその化合物 *1	0.01以下	0.01以下
1,1,2-トリクロロエタン *1	0.006以下	0.006以下	大腸菌数 [個/ml]		
1,3-ジクロロプロペン *1	0.002以下	0.002以下	窒素含有量		
チウラム *1	0.006以下	0.006以下	燐含有量		
シマジン *1	0.003以下	0.003以下	ダイオキシン類 [pg-TEQ/L]		
チオベンカルブ *1	0.02以下	0.02以下	1,4-ジオキサン *1	0.05以下	0.05以下
ベンゼン *1	0.01以下	0.01以下	クロロエチレン *1	0.002以下	0.002以下
放流水の水質の測定頻度			項目	測定頻度	
			地下水等検査項目	*1の項目は1年に1回	
			安定型最終処分場の浸透水に係る基準	*2の項目は1ヵ月に1回	

備考 1 各数値の単位については、表中に記載しているもの以外は mg/L とすること。
2 排水口が複数あるときは、この様式列により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。



大山田産業廃棄物最終処理場計画図

施設配置図1/2000



No. 11

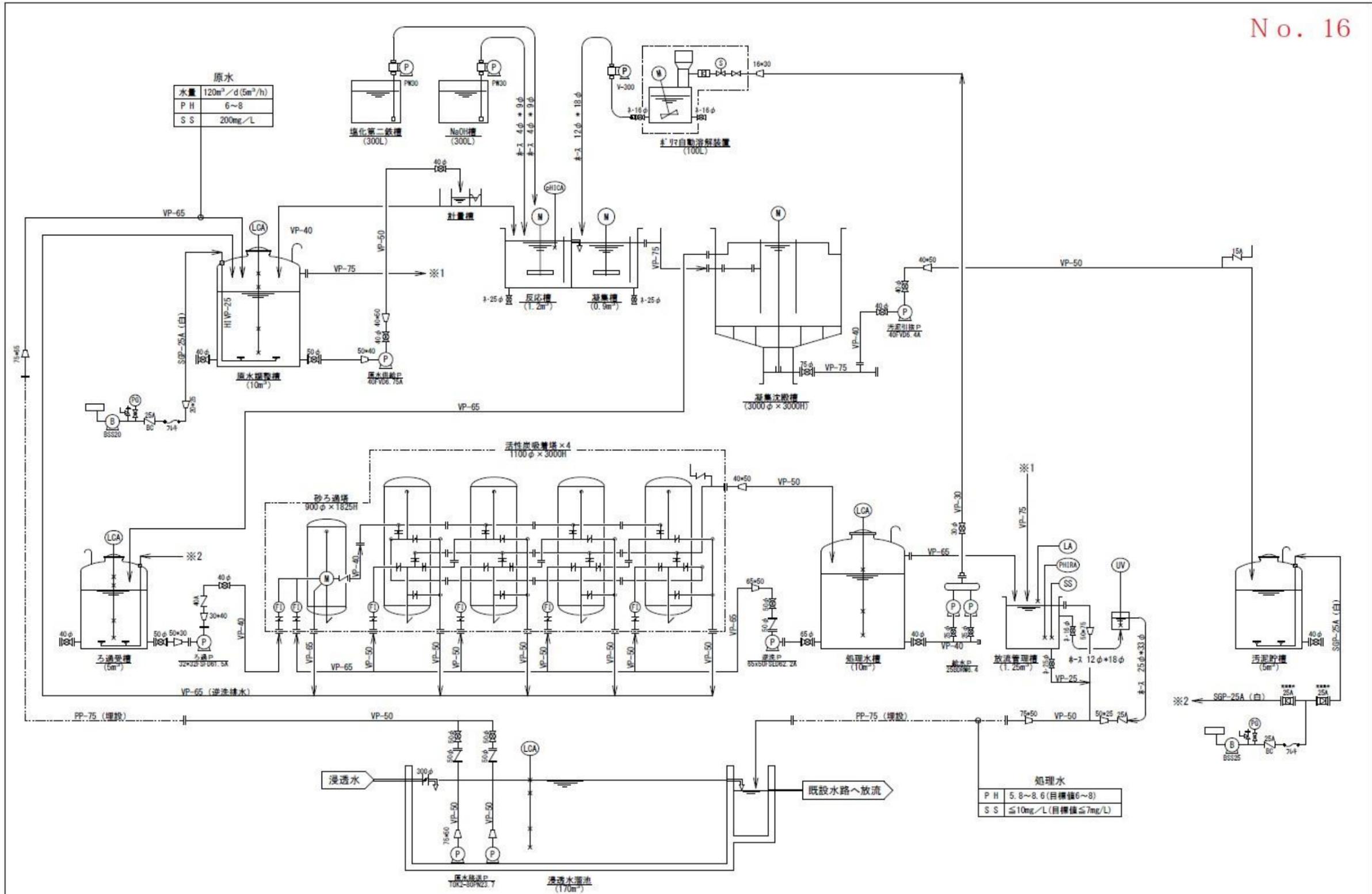
産廃事業区域 24917.850㎡



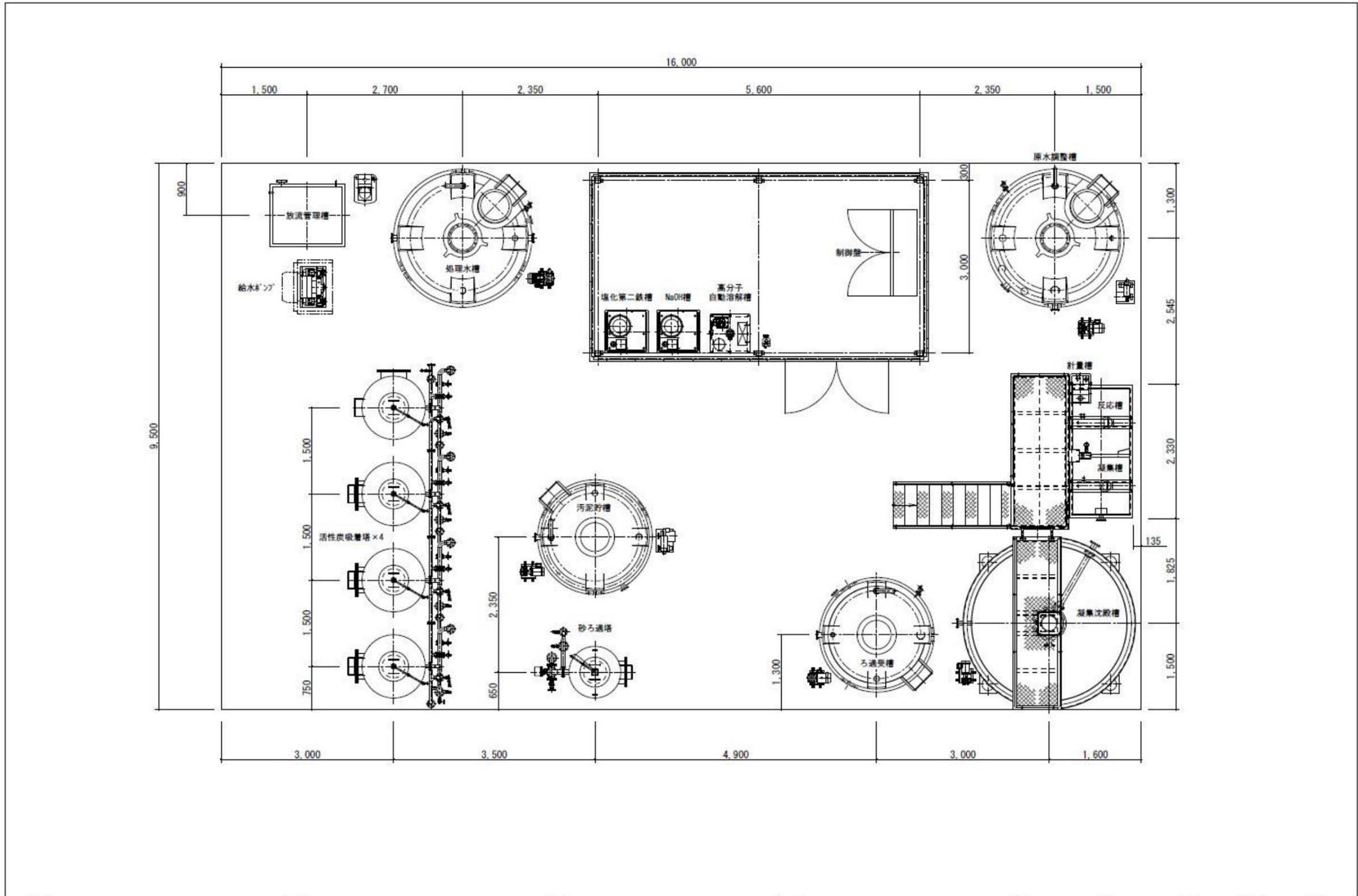
大山田産業廃棄物最終処理場計画図

雨水排水計画平面図1/2000

No. 16



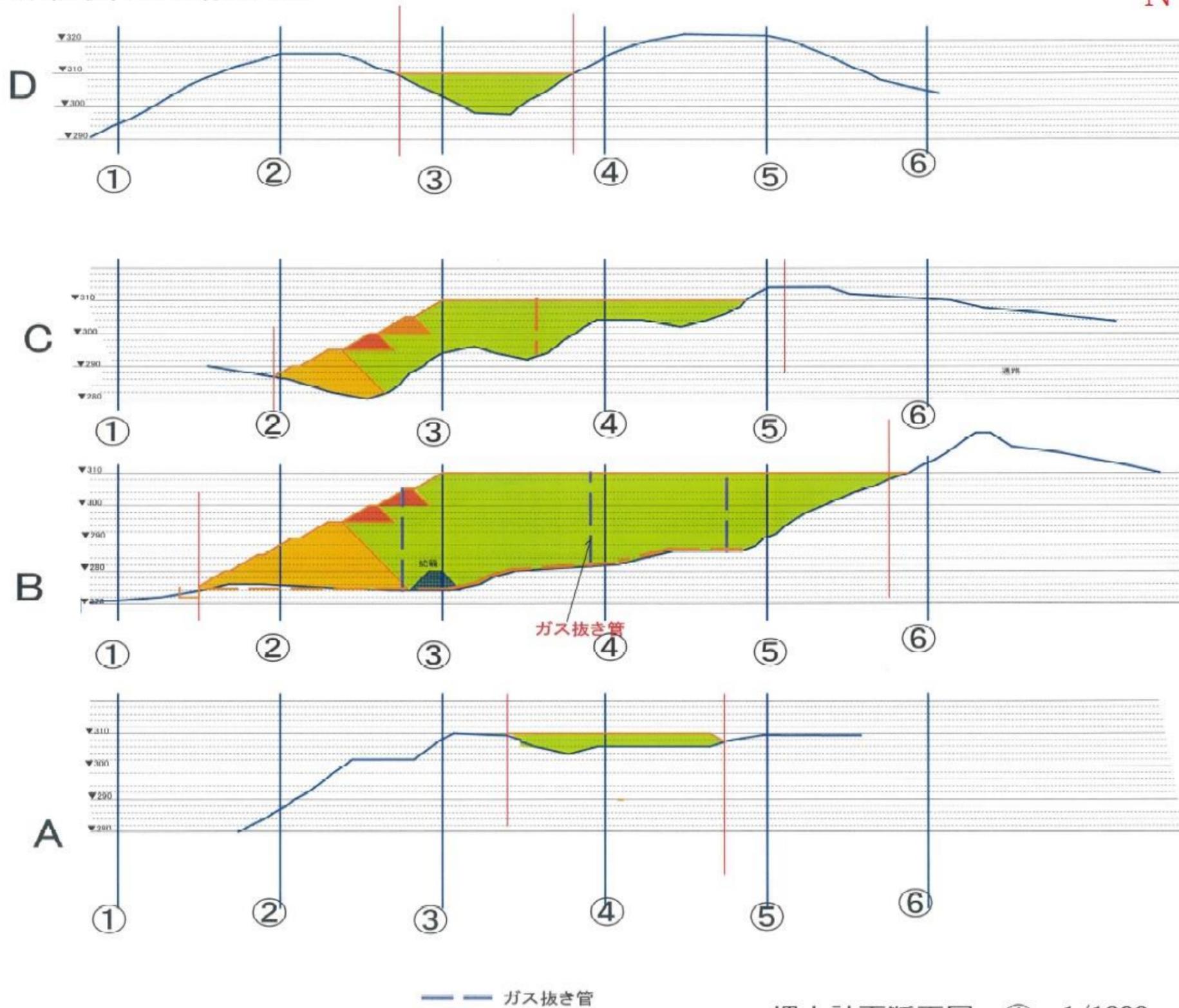
訂正・変更		名	伊賀環境サービス株式会社 殿	図	フローシート (P & I D)	R 数	~	日付	2024. 4. 16	承認		設計		製図		N. 0
		種	大山田処分場浸透水処理設備工事 (120m ³ /日)	名												△



訂正 変更	△		名	伊賀環境サービス株式会社 殿	図	排水処理設備 配置図	尺	1/60	日	2024. 4. 16	承認		設計		製	N.O
	△		称	大山田知分場浸透水处理設備工事 (120m ³ /日)	名						承認					△

大山田産業廃棄物最終処理場計画図

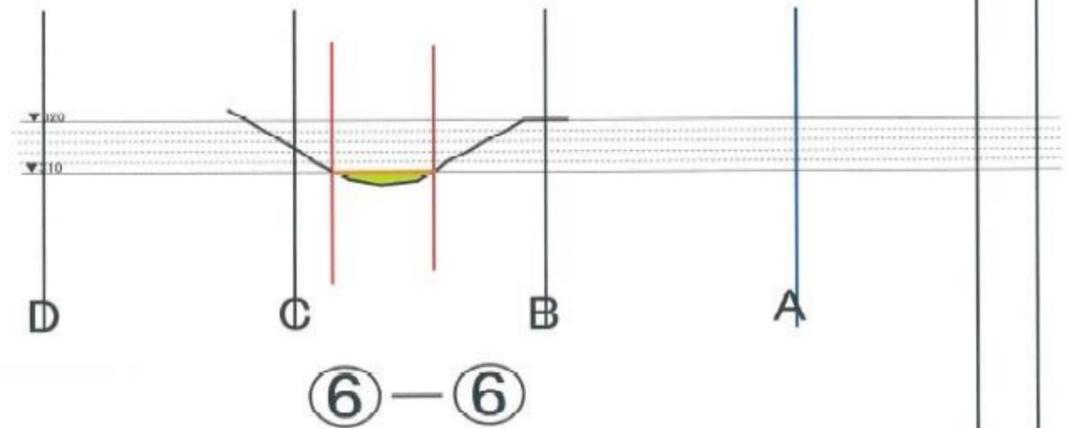
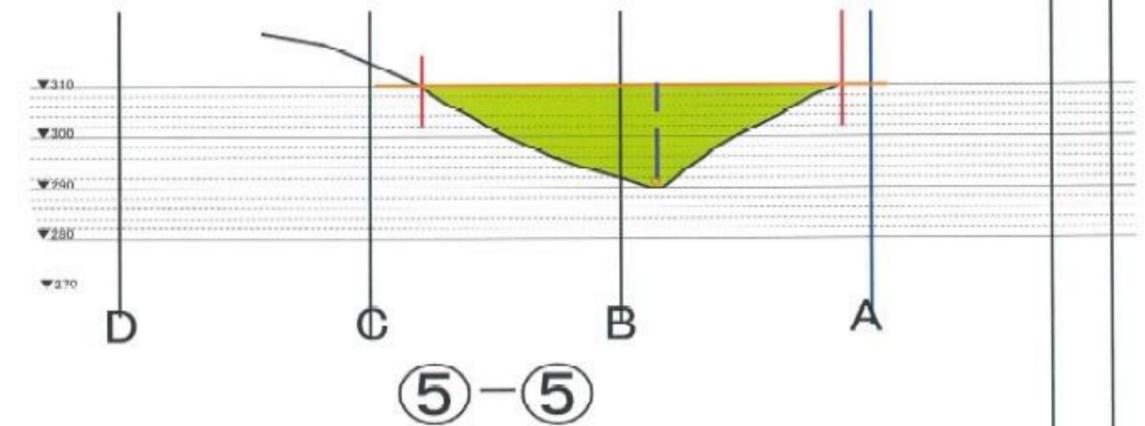
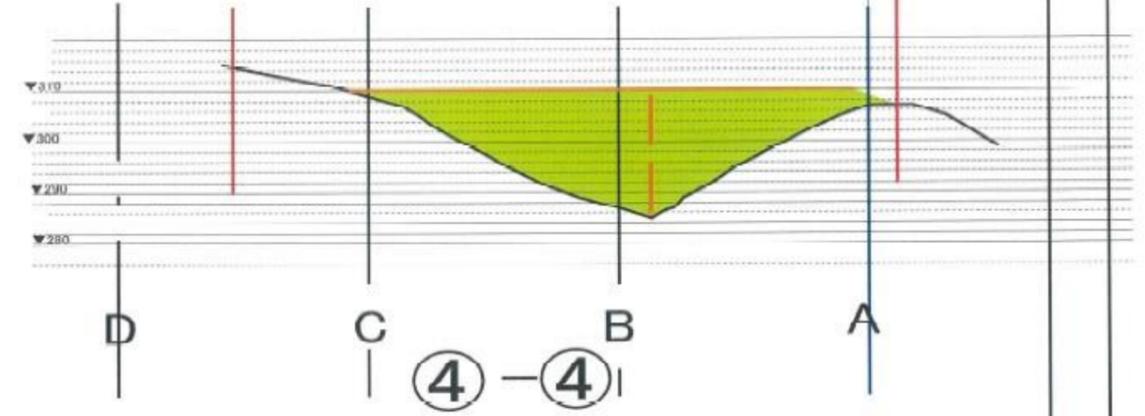
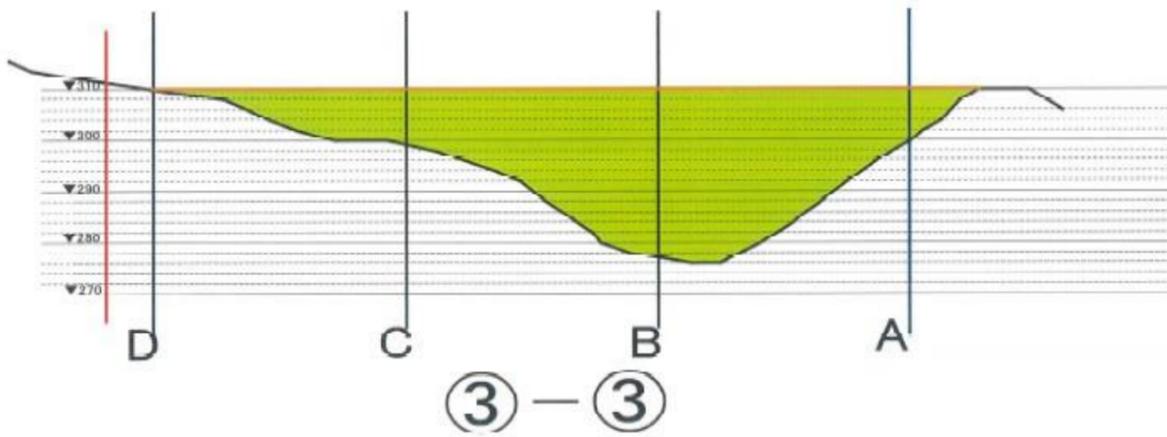
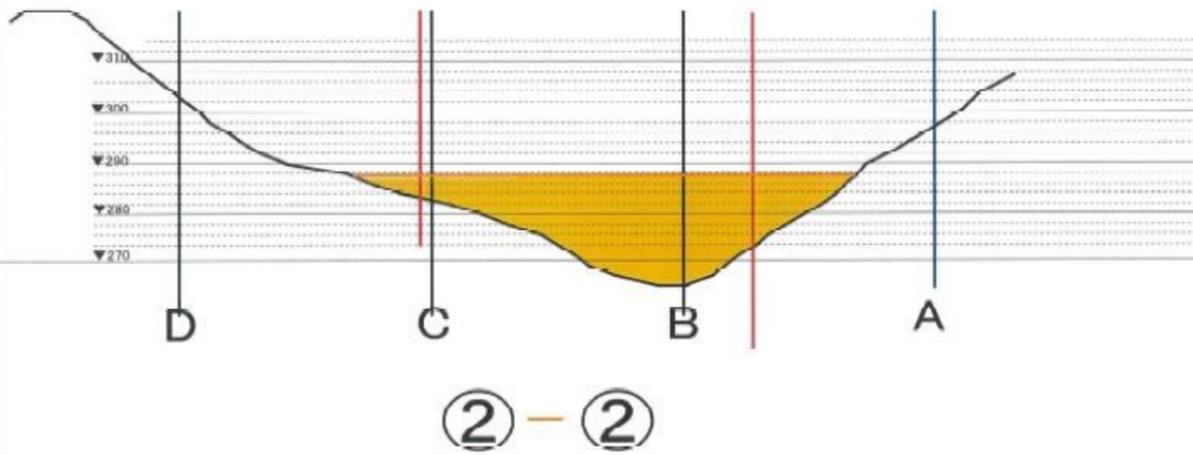
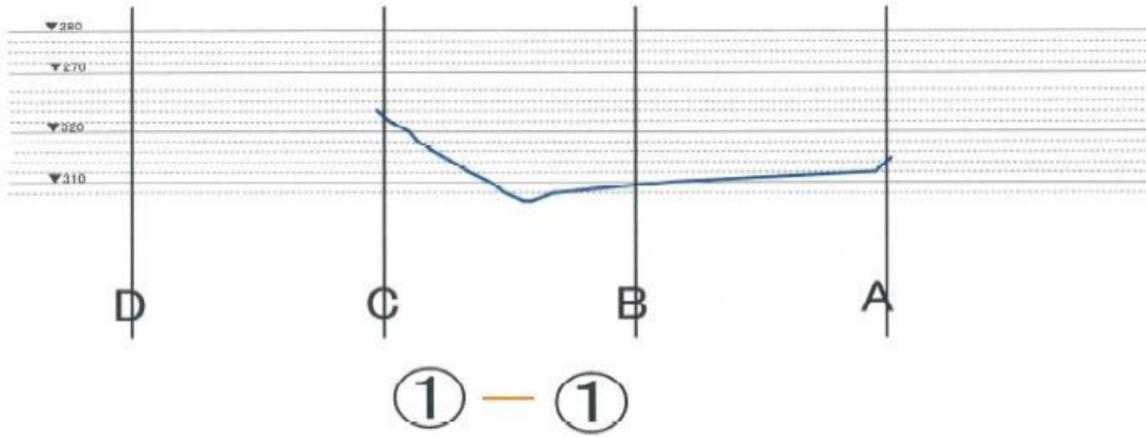
No. 8



埋立計画断面図 ① 1/1200

大山田産業廃棄物最終処理場計画図

No. 9



— — ガス抜き管

埋立計画断面図 ② 1/1200